

尼崎市立児童ホーム等長期休業期間昼食用弁当配送事業に係る仕様書

1 趣旨

この仕様書は、尼崎市立児童ホーム等長期休業期間昼食用弁当配送事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、尼崎市と事業者が共同で実施する事業の内容及び尼崎市と事業者の役割について定めることを目的とする。

2 事業概要

学校給食のない学校長期休業期間における尼崎市立児童ホーム及びこどもクラブ（以下「児童ホーム等」という。）利用児童の保護者の弁当作りの負担を軽減するため、昼食用弁当の配送を希望する保護者の児童に対して、栄養や衛生等に配慮した弁当を提供する。

3 事業期間

協定締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、弁当配送日は、尼崎市立小学校の長期休業期間とする。（土曜・日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）その他尼崎市が指定する日を除く）

4 実施場所

尼崎市立児童ホーム（41 施設・60 クラス）、こどもクラブ（41 施設・41 クラス）

こどもクラブには定員がないため、令和 6 年度の夏季休業期間における 1 日当たりの利用者の実績（平均）を記載している。また、クラス数や定員数等は増減する場合がある。

(1) 第 1 地区

No	施設名称	所在地 (尼崎市立小学校敷地内)	児童ホーム		こどもクラブ	
			クラス数	定員数	クラス数	利用者数
1	明城	南城内 10 番地の 1	2	88	1	14
2	金楽寺	金楽寺町 2 丁目 3 番 1 号	2	88	1	23
3	長洲	長洲東通 3 丁目 7 番 1 号	1	44	1	25
4	清和	長洲本通 1 丁目 8 番 1 号	1	44	1	5
5	杭瀬	杭瀬北新町 2 丁目 6 番 1 号	1	70	1	38
6	浦風	杭瀬南新町 4 丁目 1 番 34 号	1	44	1	8
7	下坂部	下坂部 1 目 12 番 1 号	1	44	1	41
8	潮	潮江 2 丁目 2 番 20 号	2	88	1	37
9	浜	浜 2 丁目 21 番 1 号	1	70	1	20
10	名和	名神町 3 丁目 1 番 51 号	1	70	1	32
計			13	650	10	243

(2) 第2地区

No	施設名称	所在地 (尼崎市立小学校敷地内)	児童ホーム		こどもクラブ	
			クラス数	定員数	クラス数	利用者数
1	竹谷	北竹谷町2丁目36番地	1	44	1	18
2	七松	南七松町1丁目4番49号	1	44	1	29
3	難波	東難波町4丁目3番40号	1	70	1	28
4	難波の梅	西難波町6丁目14番57号	2	88	1	30
5	大庄	大庄中通4丁目43番地の1	1	44	1	34
6	成徳	蓬川町302番地の2	1	44	1	9
7	わかば西	武庫川町1丁目25番地	1	44	1	13
8	大島	稲葉荘2丁目10番7号	1	44	1	25
9	浜田	浜田町3丁目110番地	1	44	1	30
10	成文	大島2丁目33番1号	1	44	1	18
11	立花南	三反田町2丁目16番1号	2	114	1	26
12	水堂	水堂町1丁目32番8号	1	44	1	27
計			14	668	12	287

(3) 第3地区

No	施設名称	所在地 (尼崎市立小学校敷地内)	児童ホーム		こどもクラブ	
			クラス数	定員数	クラス数	利用者数
1	立花	栗山町2丁目26番1号	1	70	1	10
2	立花西	南武庫之荘3丁目14番9号	1	70	1	25
3	立花北	栗山町2丁目6番1号	1	44	1	29
4	塚口	塚口町4丁目38番地の1	2	114	1	20
5	尼崎北	塚口町6丁目21番地の1	2	88	1	34
6	武庫北	常松2丁目14番1号	1	44	1	17
7	武庫東	武庫之荘6丁目15番1号	1	70	1	39
8	武庫庄	武庫之荘本町3丁目21番1号	2	114	1	23
9	武庫	武庫元町2丁目25番34号	2	88	1	37
10	武庫南	武庫町4丁目11番1号	1	44	1	27
11	武庫の里	武庫の里1丁目4番1号	1	44	1	24
計			15	790	11	285

(4) 第4地区

No	施設名称	所在地 (尼崎市立小学校敷地内)	児童ホーム		こどもクラブ	
			クラス数	定員数	クラス数	利用者数
1	園田	食満1丁目1番2号	2	114	1	25

2	園田北	猪名寺2丁目4番1号	2	88	1	18
3	上坂部	東塚口町1丁目15番36号	4	176	1	21
4	園田南	若王寺1丁目1番1号	4	167	1	52
5	小園	若王寺3丁目23番1号	2	114	1	28
6	園和	東園田町4丁目73番地の2	2	114	1	25
7	園和北	田能1丁目7番1号	1	70	1	21
8	園田東	東園田町8丁目7番地	1	44	1	8
計			18	887	8	198

5 想定提供食数（1日当たり）

利用を希望する保護者の児童が対象であり、各施設の利用児童数の1～2割程度を見込んでいる。（実際の提供数を保証するものではない。）

なお、1地区に受託事業者が2者いる場合は、年度ごとに各施設（小学校区単位）でいずれかの受託事業者を発注先として選定する。

6 事業内容及び要求水準

事業内容及び要求水準は次のとおりとする。

(1) 尼崎市の業務内容

ア 児童ホーム等の保護者等への制度周知・広報

イ 関係者（学校等）との調整

(2) 事業者の業務内容

ア 受注管理等

(ア) 弁当の受注は、各施設で1食から対応すること。

(イ) 弁当の注文（変更及びキャンセルを含む。）を、ウェブサイト又はスマートフォン用のアプリケーション等を活用したオンラインシステムにより、尼崎市を介さず保護者から直接に受け付けること。

(ウ) 保護者からの注文受付開始日並びに注文及びキャンセル期限を、保護者の利便性を考慮した上で設定すること。

(エ) 代金については、各施設における現金での支払いは行わず、クレジットカード払いや口座振替等のキャッシュレス決済により、事業者が保護者から直接徴収すること。また、代金の滞納等についても事業者において対応すること。

イ 弁当の内容

(ア) 弁当の量及び質が児童に相応しいこと。

(イ) 各弁当提供期間を通じてメニューの内容に変化を持たせること。

(ウ) 可能な限り食品添加物や遺伝子組み換えの原材料を使用しないこと。

(エ) 事前に料理名、食品名、食品重量等が記載された弁当の献立表を保護者及び各施設に提供すること。また、保護者があらかじめアレルギー情報を確認して注文ができるよう、

献立表に全品アレルギー表示（特定原材料 8 品目）を記載するほか、特定原材料に準ずる食品や原材料についても可能な限り表示すること。

- (オ) 弁当は、各施設において電子レンジを含む加熱・調理ができないため、配送後そのまま児童に提供できるものであること。
- (カ) 弁当は、各施設において常温で保存が可能又は事業者が用意する保冷剤等で衛生的かつ安全に保管ができること。
- (キ) 提供する弁当 1 食当たりの価格は、児童用の弁当として利用しやすい価格帯を設定すること。

ウ 衛生・品質管理

- (ア) 常に食品衛生法等の関係法規を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。
- (イ) 原材料の調達から児童が喫食するまでの間、食中毒、異物混入等による事故防止のため、HACCP に沿った衛生管理を適切に行うほか、大量調理施設衛生管理マニュアルを基に衛生面と品質管理に万全を期すこと。
- (ウ) 弁当容器については、材質を問わないが、環境に配慮した食品衛生上清潔なもの（使い捨て可）とすること。
- (エ) 弁当の製造、保管及び配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全かつ確実な納品が可能であること。

エ 弁当の配送・納品

- (ア) 受注数 1 食から配送すること。また、各施設への配送能力があり、適切な配送計画が立てられること。
- (イ) 弁当配送希望日の当日、午前 9 時 30 分から正午までの間に、各施設内の尼崎市が指定する場所へ弁当を配送すること。
- (ウ) 配送担当者は、尼崎市が指定する小学校門を通り、指定する手順で小学校敷地内を通行すること。また、配送担当者は、事業者名の分かる制服や名札を着用するとともに、配送に使用する車両についても事業者名が分かるようにすること。
- (エ) 注文した保護者の児童氏名がわかるよう一覧表を作成し、各日分の一覧表は配送時に弁当とあわせて送付すること。また、尼崎市の求めに応じて、翌週 1 週間分などの一覧表を作成し、その指定する時期までに送付すること。
- (オ) 弁当容器及び残飯は、原則として翌配送時までに回収すること。
- (カ) 梱包は、発砲スチロール等の断熱が可能なものを使用し、保冷剤等で適切な温度を保つこと。また、梱包材等は原則として翌配送時までに回収すること。

オ 事故への対応

- (ア) 提供した弁当に起因する児童への健康被害又はその疑いがある場合、保護者に対して適切な対応を行うこと。
- (イ) 事故の発生が確認された場合、直ちに保護者及び尼崎市へ連絡し、後日、書面で正式に報告すること。
- (ウ) 事業者の責めに帰すべき事由により発生した弁当提供等に関するトラブル（未配達、食中毒、アレルギー等）については、事業者の責任で対応すること。

(3) その他

ア 事業者は、非常変災等により児童ホーム等が閉室となった場合、その日の弁当配送は中止すること。

なお、弁当配送が中止となった場合の返金対応について、その要件を事前に保護者に対して通知しておくこと。

イ 事業者は、尼崎市及び各施設に対し、次の事項について事前に情報提供すること。また、必要に応じて協議すること。

(ア) 各施設への配送ルートや配送時間等

(イ) 提供する弁当の献立

(ウ) 弁当提供期間における事業者の休業日等

(エ) 弁当注文や代金決済等に利用するシステム

(オ) その他必要な事項

7 遵守事項

(1) 事業者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずる。

(2) 事業者は、尼崎市が提供する資料等について、許可なく複写及び第三者へ提供してはならない。

(3) 事業者は、昼食用弁当の製造・配送等を、書面による事前承認なしに第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

(4) 事業者は、本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその責任のもとで適切な対処を行い、損害を賠償しなければならない。

(5) 事業者は、関係法令等に基づき、利用者の個人情報を適正に管理すること。

(6) 事業者は、本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合には、事前に尼崎市に承諾を得ること。

8 事業報告

事業者は、利用状況その他の事業運営に係るデータを収集・整理し、次のとおり尼崎市に報告すること。

(1) 各年度終了時に、次の内容を記載した報告書を提出すること。

ア 利用状況

イ 事故・苦情

ウ 課題・改善点、今後の方針

(2) 報告書とは別に、市が求めた場合は、速やかに利用状況を提出すること。

9 事業の終了

本事業は、「3 事業期間」に定める期間の経過をもって終了する。ただし、次の事項に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 利用状況等により、尼崎市の判断で「3 事業期間」に定める期間内であっても、事業を終了することがある。
- (2) 尼崎市は、「3 事業期間」に定める期間が経過した場合であっても、本事業を継続することがある。この場合、尼崎市と事業者の協議により、協定を更新することができる。

10 費用負担

本事業における費用負担は次のとおりとする。

- (1) 事業者の実施業務に要する費用はすべて事業者の負担とし、尼崎市は、補助金、委託料その他一切の費用を負担しない。
- (2) 本事業における利用料金収入は、すべて事業者に帰属する。
- (3) 本事業における事業者の損失・不利益について、尼崎市は、その一切を補償しない。

11 リスク分担

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				尼崎市	事業者
共通	事業全体	仕様書	仕様書の誤り・変更	○	
		事業中止	中止による費用・損失		○
		資金調達	必要な資金の確保		○
		物価・金利変動	物価・金利変動に起因する費用増加		○
		不可抗力	戦争、放射能、テロ、天災の被害に対する費用増加		○
実施段階	事業運営	需要	利用者の減少等による減収		○
		事故等	事故・トラブル等の対応		○
		第三者賠償	第三者へ損害を与えた場合の賠償責任		○
		情報漏洩	個人情報等の漏洩・紛失に係る対応		○

12 定めのない事項

本仕様書に定めがない事項については、事業者及び尼崎市双方協議の上、決定するものとする。

以 上